



# 気になる費用。どう変わる？

## 障害者を支える

## 新しい仕組み

### 費用負担

#### これまでの費用負担の仕組み(施設利用)

	施設内での人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身体障害	支援費(所得に応じた負担)		実費負担
知的障害	支援費(所得に応じた負担)		
精神障害	市などが補助(負担なし)	実費負担	

#### 新しい費用負担の仕組み(施設利用)

	施設内での人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
共通	自立支援給付(利用量に応じた負担) (上限あり)	実費負担 (負担軽減あり)	実費負担

### 公費負担医療の仕組み

#### 現行

精神通院医療  
(精神保健福祉法)

更生医療  
(身体障害者福祉法)

育成医療  
(児童福祉法)

#### 4月から

### 自立支援医療

- 支給認定の手続きを共通化
- 利用者負担の仕組みを共通化  
→医療費の定率1割負担  
→入院時の食費は自己負担
- 指定医療機関制度の導入  
→制度の対象となる医療機関を市、または県が指定

共通の料金体系で  
1割を自己負担に

これまで障害者福祉サービスの利用者負担額は、障害の種類ごとに違っており、利用者の所得によって決められた金額を負担していた。

ただいまいました。

新しい制度では、どの障害も同じ料金体系となり、所得に加え、サービスの利用量も考えて金額を定めます。そのうえで、九割を公費で負担し、一割を自己負担していただくことになりました。

また、在宅でサービスを利用する場合と施設でサービスを利用する場合のバランスを保つため、施設利用に伴う食費と光熱水費については、利用するかたに負担していただくことになりました。

医療費の仕組みも変わります。これまで、手続きや利用者負担の仕組みが更生医療・育成医療・精神通院医療の三つに分かれていたものが、「自立支援医療」として統一されます。利用者負担は、原則一割負担となり、新たに入院時の食費を負担していただくこと



笑顔が一番！(コートピアやまばと)

になります。

このように、新しい利用者負担の仕組みは、公平性に配慮されたものとなりますが、いずれも低所得のかたに配慮した軽減策が盛り込まれています。

(…負担軽減策は五ページに)

暮らしやすく、働きやすい環境に

障害者のかたの生活や就労の相



# 利用者負担は、低所得者にも配慮します

## 月ごとの利用者負担額に上限を設定

障害者福祉サービスの利用者負担額(1割)は、下表のとおり世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

同じ世帯の中で障害者福祉サービスの利用者が複数いる場合や、障害者福祉サービスを利用しているかたが介護保険サービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わりません。

### 月額負担上限額(実費負担分は除く)

	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税の非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が年間80万円以下	15,000円
低所得2	市町村民税の非課税世帯	24,600円
一般	市町村民税の課税世帯	37,200円

## 社会福祉法人が行う減免制度の適用

社会福祉法人が提供する通所サービス・入所施設等(20歳未満)・ホームヘルプの各サービスを利用す

る場合、利用者の収入や預貯金などが一定以下であれば、社会福祉法人が行う減免制度の対象となります(平成21年3月まで)。適用を受けると、一つの事業所における月額負担上限額が半分にになります。

## 入所施設、グループホームの個別減免

入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する場合、預貯金の額が350万円以下で、不動産を持っていないかたは、個別減免を受けることができます。

## 食費などの実費負担分の軽減

入所施設の場合、実費負担の基準額をもとに、低所得者や20歳未満の利用者に対して補足給付が行われるほか、通所施設においては低所得者に対して3分の2が減額されます。(平成21年3月まで)

## 生活保護への移行を防止

いろいろな負担軽減を行っても、障害者福祉サービスの定率負担や実費負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで、月額負担上限額・食費等実費負担額を引き下げます。

## 障害者自立支援法による新しい制度のスケジュール

### 平成18年4月から

新しい利用者負担制度が始まります  
居宅サービスにおける介護給付、訓練等給付が始まります  
自立支援医療が始まります

### 平成18年10月から

施設サービスにおける介護給付、訓練等給付が始まります  
新しい障害程度区分が始まります  
補装具の制度が変わります  
相談支援事業が始まります  
地域生活支援事業が始まります

問い合わせ

身体・知的障害のあるかた  
障害福祉課 (866)2093  
精神障害のあるかた  
市保健所健康管理課tel(883)1180

和気あいあい！グループホーム・竹飛歩(たけとんぼ)



談事業、社会参加のための移動支援、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域で安心して生活していくために必要な支援を強化します。  
特に就労に関しては、「就労移行支援」「就労継続支援」として、就労に必要な知識・能力の習得訓練の場を提供していきます。  
現在、支援費制度の受給者証をお持ちのかたに、新しい制度の手続きに必要な申請書などをお送りしました。  
期限までに手続きをお願いします。